

北陸電力株式会社「(仮称) あさひ風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告
について

令和4年10月25日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) あさひ風力発電事業環境影響評価方法書について、北陸電力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、富山県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：富山県下新川郡朝日町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和3年 9月29日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和3年12月 9日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和3年12月23日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和4年 3月30日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和4年 6月10日
富 山 県 知 事 意 見 受 理	令和4年 9月 8日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和4年10月25日

問合せ先： 電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742（直通）

北陸電力株式会社「(仮称) あさひ風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告
内容

1. 本事業計画では、風力発電設備の配置等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スウィッシュ音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 周辺地域の文献調査で生息が確認されている希少な「陸産貝類」について、専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(富山県知事からの意見書の写しを添付)